

# 大阪国際がんセンターにおける適切な意思決定支援に関する指針

## 1 基本方針

当センターでは、がん医療・ケアにおける意思決定の分岐点で、本人・家族または代弁者との共同意思決定（Shared decision making: SDM）、すなわち、十分なコミュニケーションを通じて、本人・家族、医療従事者皆が納得できる合意形成とそれに基づく選択と意思決定を目指すことに努める。また、人生の最終段階を迎える患者とその家族等については、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種で構成される医療・ケアチームで、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とし、医療・ケアを進めるものとする。

## 2 当センターにおけるがん医療・ケアに関する意思決定のあり方

- 1) 医師等の医療従事者から適切な情報提供と説明がなされ、それに基づいてがん医療・ケアを受ける本人が、多職種の医療者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、がん医療・ケアを進める。本人の意思は変化しうることを踏まえ、自らの意思を本人がその都度示し、伝えられるような支援や繰り返し本人と話し合いをする支援を医療・ケアチームが行う。本人との話し合いを行う上で、本人自ら意思を伝えられない状態になる可能性を踏まえ、家族等の信頼できる者も含めて行う。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者（代理意思決定者）として前もって定めておくことも重要である。
- 2) がん医療・ケア行為の開始・不開始、がん医療・ケア内容の変更、がん医療・ケア行為の中止等は、医療・ケアチームとともに、①医学的妥当性と適切性、②患者の意向、③患者のQOL、④周囲の状況等の多角的視点から慎重に検討し判断する。
- 3) 医療・ケアチームにより、可能な限りがんによる疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な支援も含めた総合的ながん医療・ケアを行う。
- 4) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、本指針の対象としない。

## 3 当センターにおけるがん医療・ケアの方針に関する意思決定の進め方

### 1) 本人の意思の確認ができる場合

- 1 方針の決定は、本人の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明を行う。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定を基本として、多職種から構成される医療・ケアチームとして方針を決定する。
- 2 時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、取り巻く環境の変化等に応じて、本人の意思が変化しうることから、医療・ケアチームは、適切な情報提供と説明を行い、本人自らの意思をその都度示し、伝えられるよう支援を行う。このとき、本人自らの意思を伝えられない状態になる可能性を踏まえて、家族等の信頼できる者を含めて、話し合いを繰り返し行う。
- 3 このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめ、診療録に記載しておく。

## 2) 本人の意思が確認できない場合

意思決定能力が不十分な未成年、病状、認知機能の低下、知的・精神障がい等により本人の意思確認ができない場合、及び意思確認が困難な場合には、次のような手順により、医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

- 1 家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針をとる。
- 2 家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、本人にとっての最善と考えられる方針をとる。  
時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて、この話し合いを繰り返し行う。
- 3 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、本人にとっての最善の方針をとる。
- 4 このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度、文書にまとめ、診療録に記載しておく。

## 3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記1)及び2)の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等によりがん医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切ながん医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- ・家族等の中で意見がまとまらない場合や医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切ながん医療・ケアの内容についての合意が得られない場合等については、複数の専門家からなる話し合いを「大阪国際がんセンター 臨床倫理委員会」にて行い、方針等についての検討及び助言を医療・ケアチームに対して行う。

本指針は、

厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する対応指針」「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定のガイドライン」、日本老年医学会「ACP 推進に関する提言」を規範とし策定している。

附則

この指針は令和4年10月1日から施行する。